

監 第 1292 号  
平成 30 年 12 月 14 日

(請求人)  
(略) 様

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同		高	岡	香
同		太	田	眞
同		国	吉	一
同		高	橋	稔

### 神奈川県職員措置請求について（通知）

平成 30 年 11 月 27 日付けで受け付けた神奈川県職員措置請求（以下「本件措置請求」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）の定める住民監査請求の要件を具備していないことから却下する。

(理由)

#### 1 住民監査請求の要件

法第 242 条第 1 項の規定により、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員の財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実により、当該地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填することを目的としてなされるものであるとされており、その対象は上記の財務会計上の行為又は怠る事実に限定されている。

また、法第 242 条第 2 項の規定により、前記の財務会計上の行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、住民監査請求を行うことはできないとされている。

## 2 本件措置請求の審査

本件措置請求において、請求人は、以下のとおり主張している。

- (1) 減収補填債について、平成 28 年度予算の 2 月補正で計上された金額以上の県債を出納整理期間に発行し、議会の決定に違反した。

平成 28 年度予算に関する減収補填債に関し、2 月補正額（204 億 5,500 万円）以上の 214 億 2,600 万円を出納整理期間に発行し、このうち 83 億 8,600 万円については、総務債、土木債等に科目更訂を行い、130 億 4,000 万円を平成 28 年度の減収補填債の収入としているが、県債の発行上限額は、議会で承認されていることから、たとえ、約 10 億円であってもその額を上回ることは許されない。

このことが前例となり、執行機関が同じ手法を繰り返すことは容易に想像できるが、この点を改めることなく容認することは、最終的に財政規律の崩壊を招くおそれがある

- (2) (1)による減収補填債の発行により、「市場公募債」と「銀行等引受債」の発行額について、平成 28 年度対象の定期監査・決算審査説明書及び「平成 28 年度神奈川県一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書」（以下「決算審査意見書」という。）の第 31 表「県債の借入先及び目的別内訳」（以下「第 31 表」という。）に誤りがある。
- (3) (2)の結果、決算審査意見書の第 32 表「県債の状況」の根拠となった「借入先別・会計別現在高表」に誤りがある。
- (4) 決算審査意見書の第 31 表について、定期監査及び決算審査の過程で重大な見落としがある。

このように、請求人は、① 平成 28 年度予算の 2 月補正で計上された金額以上の県債を発行したこと、② 平成 28 年度対象の定期監査・決算審査説明書及び決算審査意見書の第 31 表の記載を誤ったこと、③ 「借入先別・会計別現在高表」の記載を誤ったこと、④ 定期監査及び決算審査の過程で重大な見落としをしたことが違法又は不当であると主張していると認められる。

しかしながら、請求人が違法又は不当であると主張する上記の行為のうち②から④までの行為は、法第 242 条第 1 項に規定されている財務会計上の行為のいずれにも該当していない。

そして、①の行為については、法第 242 条第 1 項に規定されている「債務その他の義務の負担」に該当しているものの、損害の発生について、請求人は、議会の承認額以上に減収補填債を発行し、後に科目更訂を行うことで県債収入とする会計処理を改めることなく容認し続けると、最終的には財政規律の崩壊を招くおそれがあると主張するのみで、県に財産的損失を生じ、又は生じさせるおそれがあるとの具体的事実を摘示していない。また、請求人が議会の決定に違反したと主張している減収補填債の発行日は請求書に添付された事実証明書からは明確でないが、収入日は、事実証明書によれば平成 29 年 5 月 31 日であることが認められ

る。本件措置請求の受付日は平成 30 年 11 月 27 日であり、本件措置請求は、減収補填債の収入日からみても 1 年を経過しているが、請求人は 1 年を経過して監査を請求することについて正当な理由を摘示していない。

### 3 審査の結果

以上のことから、本件措置請求は法第 242 条第 1 項及び第 2 項に定める要件を欠くものであり、不適法なものである。